

一般会計予算決算常任委員会  
産業建設分科会記録

令和3年10月28日

【開催日】 令和3年10月28日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時5分～午後3時50分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副会長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
経済部長	河口修司	商工労働課長	村田浩
商工労働課主査兼商工労働係長	宮本渉		
建設部長	河田誠	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	泉本憲之	土木課参与	森一哉
土木課課長補佐兼河川港湾係長	大和毅司		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	庶務調査係	岡田靖仁
------	------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第78号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について

---

午後3時5分 開会

---

藤岡修美分科会長 ただいまより一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。それでは審査番号1番、議案第78号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について説明を求めます。

村田商工労働課長 商工労働課分について御説明します。補正予算書の9、10ページをお開きください。まず歳出から御説明します。7款商工費、1項商工費、6目新型コロナウイルス対策費についてです。お手元に配布している資料、「飲食店及び飲食店関連事業者等支援給付金について」を御覧ください。資料に沿って事業の概要を御説明します。1、事業を実施する目的ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている飲食店及び飲食店関連事業者に対して、事業の継続を支援するため、本給付金を給付いたします。2、対象者は市内の飲食店、市内の飲食店関連事業者、市内のタクシー事業者です。飲食店関連事業者とは、飲食店と直接取引のある食品製造業、飲食料品卸売業、各種商品卸売業、その他の卸売業、廃棄物処理業などを営む事業者です。具体的には、下の欄に例示していますが、飲食店に食材、惣菜、飲料、お酒類、おしぼり、割りばしなどを直接納入している事業者や食べ残し等の廃棄物処理を請け負われている事業者などを想定しています。3、対象要件ですが、飲食店につきましては、山口県の営業時間短縮要請協力金又は中小企業者デルタ株集中対策支援金の交付決定を受けていること。飲食店関連事業者につきましては、中小企業者デルタ株集中対策支援金の交付決定を受けていること。タクシー、代行運転事業者につきましては、中小企業者デルタ株集中対策資金の交付決定を受けていることが条件となります。県の補助金の概要につきましては、資料の裏面に掲載していますので参考に御覧ください。続きまして4、申請期間ですが、令和3年11月22日から令和4年1月31日までの予定としております。5、支給額ですが、1事業者当たり一律で20万円です。続きまして裏面を御覧ください。6、申請方法ですが、メール、郵送又は商工労働課に直接提出となります。小野田商工会議所、山陽商工会議所、山陽総合事務所、埴生支所、南支所でも提出できるよう、これから調整したいと思っております。7、予算ですが、総事業費は4,476万8,000円で、220事業者に対しての交付を想定しています。予算の詳細につきましては、9、10ページを御覧ください。歳出について御説明します。7

款商工費、1項商工費、6目新型コロナウイルス対策費、3節職員手当等は職員、会計年度職員の時間外手当として25万2,000円を計上しております。7節報償費は小野田・山陽商工会議所に申請書の審査の支援をしていただく経費として12万円を計上しております。10節需用費は消耗品、印刷製本として16万9,000円を計上しております。12節役務費は通信運搬費、広告料として20万8,000円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金は給付金として4,400万円を計上しております。続きまして歳入について御説明します。予算書の7、8ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,748万2,000円のうち、本事業に4,394万円を充当するものです。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

泉本土木課長 土木課分について御説明します。議案書9、10ページをお開きください。資料をお手元に配布しておりますので、併せて御覧ください。それでは、8款土木費、3項道路橋りょう費、3目道路橋りょう維持費の補正予算について御説明します。この補正の目的は、令和3年8月14日の秋雨前線豪雨の影響により、市道共和台1号線において発生した道路被害の補修工事と調査業務です。被害場所は、お手元の参考資料を御覧ください。被害のあった道路は、住宅団地である共和台自治会内を循環する市道で、両側に道路側溝が布設された、幅員6mの1車線道路で、道路南側には、ため池があります。被害の原因である豪雨の降雨量は、直近の竜王雨量観測局において時間雨量22ミリ、累計雨量280ミリを記録しております。この豪雨において道路の盛土部が延長50mにわたり最大17センチ沈下する被害が発生しました。この影響により、道路舗装及び道路側溝に段差が生じるとともに、沿線の住宅3軒の塀や駐車場等の外構部に影響を与えています。それでは、最初に被害原因について御説明します。この路線については、平成22年頃から数度にわたり道路の沈下傾向が見られており、その都度、補修していました。被害の原因としては、道路部分が盛土構造であるための圧密沈下と推測しておりました。圧密沈下とは、粘性土が盛り土等の重さにより、

土と土の間にある水分が徐々に排水されることに影響を受けて、その体積が減少して、地盤の沈下が起こる現象です。圧密沈下であれば、一定の年数を経過すれば終息するため、道路管理者としては、その間の経過観察及び適切な補修で対応していくと判断していました。しかしながら、今回の豪雨後に圧密沈下では見られないような沈下が発生したため、周辺の詳細調査を実施するとともに、このような事象に精通した市内コンサルタントへ意見を求めました。道路部分が盛土構造であり、その部分へ降雨が浸水し軟弱化したことですべり面が発生している可能性が高いと判断しました。次に補正予算の内容について御説明します。最初に14節工事請負費から御説明します。金額はお手元の補正予算書にありますとおり、1,100万円を予定しております。1,100万円の内訳としては、再発を極力防止するための緊急対策工事と、被害が発生した道路の補修工事、あわせて、沿線住宅に与えた被害の復旧工事を計画しております。最初に、緊急対策工事について御説明します。今後の豪雨次第では、被害が拡大する可能性があるため、盛土部の上流に雨水排除用の排水管を敷設して雨水を排除します。次に、補修工事については、今回破損した舗装及び側溝の補修を行います。最後に、道路の沈下により影響を受けた住宅の塀等の外構の復旧工事を行います。次に12節委託料について御説明します。先ほども申し上げましたが、今回の豪雨による道路の沈下量が過去にないほどのものでしたので、現地調査を行うとともに、市内コンサルタントへ意見を求めました。その結果、道路部が盛土構造であり、すべり面が発生している可能性があることから調査費用に234万円を補正予算で計上させていただき、ボーリング調査を実施することと併せて、その調査において設置したボーリング孔の中にすべり面を観測する傾斜計や地下水位計を設けて今後も継続的に調査を続けていきたいと考えています。また、現在の沈下現象の原因が軟弱化したすべり面であるとの客観的な調査結果を得ることで、今後、道路に大きな被害が発生した場合には災害復旧事業の基礎資料として活用でき、この現象が災害であるとの証拠資料となります。最後に、今、説明しました盛土構造の部分は、道路と民地の庭の部分のみですので、建物本体

に直接被害が及ぶことはないと判断しています。以上歳出についての説明を終わり、次に歳入について説明いたします。7、8ページをお開きください。22款市債、1項市債、6目道路橋りょう債、2節道路整備事業債について御説明します。これにつきましては、この事業における工事請負費の一部が起債の対象となるためこれを充当するものです。起債が充当できる範囲は、先ほど説明しました民地である宅地部分の工事費を除いた対策工事費と道路部分の補修工事費が対象となります。対象の金額は660万円としており、起債充当率は100%ですので、660万円を充当することとなります。御審議のほど、よろしく願います。

藤岡修美分科会長 資料使った詳しい説明でしたが、まず9、10ページ、7款商工費、1項商工費、6新型コロナウイルス対策費から質疑を受けたいと思いますが、何かありますか。

恒松恵子委員 申請について、例えば市税の滞納がないことなどの確認は当然必要だと思うんですが、個人事業主が多い飲食店では書類の作成が大変だと聞いております。極論ですが、中小企業者デルタ株集中対策資金を受けた際の申請書の写しを使うなど書類を簡素化する方法をどのようにお考えでしょうか。

村田商工労働課長 申請書につきましては、これから早急に検討してまいります。商工会議所からの助言もあり、できる限り簡素化していきたいと考えております。添付資料につきましても、可能な限り少なく済むようにしたいと考えております。

恒松恵子委員 飲食店関連事業者など「事業者」とありますが、例えば個人で農産物を作っているところは対象になりますか。そもそも中小企業者デルタ株集中対策資金の対象か分かりませんが、法人であれば良いという解釈でよろしいでしょうか。

村田商工労働課長 飲食店の関連事業者とは、卸売業を対象としております。

農産物等を作っておられて、それをお店に卸しておられるのであれば対象になると思います。

矢田松夫委員 申請書の簡素化ですが、飲食店の方から一番よく聞くのが、「申請が面倒くさい」、「途中で挫折する」という声です。「できる限り簡素化していく」という回答でしたが、具体的にどこをどのように簡素化していくのかをお答えください。

村田商工労働課長 申請書につきましては例えば事業所名、所在地、代表者、振込口座等市が必要とする最低限の情報のみを記載していただくと考えています。添付資料につきましても、県の補助に上乘せする形で実施するため、県の補助の時点で売上げの落ち込み等があったと確認できています。このため、交付決定書等の県の補助金が交付されたことが分かる資料を提出していただくことを考えています。また、飲食店の関連事業者につきましては、本来なら売上台帳等でどの飲食店にどれくらいものを卸したかを確認するところですが、まずは取引確認書という紙を1枚提出していただき、必要があれば売上台帳等を確認する形にしようと考えております。

矢田松夫委員 紙1枚というのは画期的ですね。できれば、県の補助金が嘘偽りなく交付されたという紙だけでいいという形であつたら相当スムーズに行くんじゃないかと思うんです。紙1枚でいいということであれば申請書を実際に見てみようと思います。

村田商工労働課長 確認については恐らく紙1枚になりますが、申請書や添付資料はあります。

矢田松夫委員 料飲店組合との関係はどうなんですか。両商工会議所が窓口

なって申請の補助するような関係にあります。そういった関連団体とのつながりをどのように考えておられますか。

村田商工労働課長 この度の補助金を決めた経緯としましては、国から地方創生臨時交付金が交付されるということに加えまして、今回、この補助金を考えるに当たって両商工会議所に対して、市内事業者の状況についてのヒアリングをしっかりと実施しました。また、料飲店組合、タクシー協会からは支援の要望書を頂いており、支援の内容を決定しました。

矢田松夫委員 広告宣伝事業者もかなり被害を被っていますが、飲食店の関連事業者として対象に含まれますか。

村田商工労働課長 広告宣伝事業者はサービス業になりますので、この度の補助金の対象とはなりません。

中島好人委員 対象者の要件に①、②、③とありますね。これは県の補助金を受けている事業者に対して、市が独自に追加で補助金を出そうということですが、県の補助金から漏れた人への対応はどうですか。県の補助金は簡単に受けられるような、ハードルが低いものなのでしょうか。

村田商工労働課長 県の補助金につきましては、資料にありますように、売上げが30%以上減少している事業者が対象となっています。申請は商工会議所がしっかり支援しております。申請が難しく、資料等もたくさん添付するようにはなっていると思うんですが、支援もしっかり行っていると聞いております。

中島好人委員 県の補助金への上乗せも大事ですが、市独自の補助金ですから、やはり県の補助金の対象から漏れた者をどう救っていくかという視点も必要だと思います。例えば売上げが25%減少した事業者には県の補助金は対応できないですね。売上げが25%減少した事業者には市が補

助金を出すというような形で県の補助金から漏れた人たちを救う姿勢が必要だと思うんですが、そういう考えはありませんか。

村田商工労働課長 昨年度、市は全ての事業者を対象に事業継続給付金を給付しました。今年度に事業者からアンケートを取って、回答として多かったのが、スマイルチケットと補助金の交付を要望する声が多かったです。特にスマイルチケットへの要望が圧倒的に多かったため、スマイルチケットを実施しているところです。この度、デルタ株がまん延し、交付金が下りてくるということで、いろいろな意見を聞いて支援を実施することを決めました。その中で、商工会議所から「県が8月か9月のいずれかの月で売上げが30%以上減少した事業者を対象に実施しており、市は県の補助金から漏れた方に対して補助を行ってはどうか」という御意見も頂きました。しかし、市としましては売上げが30%以上減少しているということは、やはり死活問題でありますし、審査も県の段階で終わっているので迅速に交付できるということもあり、県に上乘せで補助することを決定しました。

中島好人委員 県の審査が終わっているから、安心して上乘せができるのは分かりますが、やはり市の対象事業者全てが継続して商売できるという視点も必要じゃなかったかと思います。補助金の交付先の想定としては220事業者ですが、対象事業者が全部で幾つあるか把握されていますか。

村田商工労働課長 山口県の補助金の中に、1月から6月までの売上げが30%以上減少したという中小企業者を対象とした補助金があるんですが、申請は両商工会議所が請け負っておられます。この補助金が市内で約600件申請されたということで、そのうちこの度の市の補助金の対象になりそうなところをピックアップしたところ、約220件ということで予算立てしております。

中島好人委員 要するに県の補助金で審査しているなら、売上げの減少が3

0%なかったから県の補助金の対象にならなかった件数は把握されているんですよね。

村田商工労働課長 それは把握しておりません。

中島好人委員 220事業者を対象にしようとしているけども、先ほどの約600事業者というのは、山口県全体の話ですか、それとも山陽小野田市内の話ですか。

村田商工労働課長 小野田商工会議所と山陽商工会議所に申請された件数です。

森山喜久委員 昨年、事業を継続するための補助金を出していると思うんですが、それは何件出しましたか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 昨年の事業継続給付金事業の支給件数は1,175件です。

森山喜久委員 県に申請した事業者が約600件で、そのうち約3分の1である220件が対象となったようですが、この差が出る理由として、県と市の要綱にどういった違いがあるか教えてください。

村田商工労働課長 山口県は対象業種を限定しておりません。市は対象業種を限定しておりますので、その違いです。

藤岡修美分科会長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では次、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路橋りょう維持費で降雨による災害での道路被害ということですが、皆様から質疑してください。

中島好人委員 先ほどの商工労働課ではきちんと文書が出てきて、これを見ながら審査できたんです。土木課からも立派な説明があったから、資料の

図面と併せて、先ほどの説明も文書があったら、より分かりやすいと思うのでもったいないなと思いました。せっかく読み上げ原稿ができているなら、そういうのは各委員にも配布して、状況が分かるような説明がほしいなという感想です。

藤岡修美分科会長 回答は必要ですか。

中島好人委員 執行部が手を挙げているんだから。

泉本土木課長 配布しました資料について、もう少し詳細に御説明しておけば良かったかと思っております。今後は気を付けて御説明します。

中島好人委員 詳細にというか文書でください。

矢田松夫委員 議案の上程のときに、この度方針が決定したと市長が言われました。平成22年に道路被害があって、10年後にまた起こったということだけど、今後絶対に起こらない方法を示すのが本来の工事と思うんです。言うならば今回の工事は「焼け石に水」の応急処置だということですが、それが方針なんですか。それともこれでもう工事は打ち止めだということなんですか。今回の工法はどちらですか。

泉本土木課長 先ほど申したとおり、盛土による圧密沈下で市としては終息すると考えておりました。ここの開発が終わって何十年もたっておりますので、いずれは終息するだろうと考えていました。しかし、今回の大雨により、前面のため池部に地滑りを証明する、いわゆる舌端部の症状が出ましたので、市としては圧密沈下以外の原因があると思ひまして、市内コンサルタントに意見を求めたところでした。その中で、「圧密沈下以外が原因である可能性は十分に考えられます」という判断を得ましたので、市としてはボーリング調査等を行って、その地滑りについて確認を行うべきと考えております。地滑りは、これ災害復旧事業の採択要件に

も当たりますが、しっかりと地滑りであることを証明しなければならず、他の地滑りの事例についても何年も掛かって証明しておるということもありますので、観測を続けて、引続き調査するように考えております。ただ、道路が下がったり宅地に段差があったりというのは、そこに住まれている方もお困りですし、法によって道路が通りやすい正常な状態を保つようにというのが定められていますので、補修を考えております。また、今回の工事を行ったからといって、次に絶対起こらないというものではありません。市としてはその原因をきちんと証明できるようにして、恒久的な対策工事につなげていきたいと考えております。

矢田松夫委員 周りくどい説明でした。ですから復旧方法について今回補正で組むと。コンサルタントに頼むとかいろいろあるんだけど、この工事が今回の件で打ち止めなのかどうなのかと質問したところ、取りあえず応急処置だという回答だったということではないですか。

泉本土木課長 委員のおっしゃるとおりです。これは応急的なものになると思っております。

矢田松夫委員 被害を受けた家に住んでおられる方は、熱海の件じゃないですが、おちおち寝られない、雨が降る度に不安感があることは間違いありません。先ほど説明で公的道路は補償の対象になるけど、個人宅はその対象にならないという説明があったんですが、豪雨とか盛土とかいろいろな要素が絡んでの被害ですから、この写真を見ると家の前が陥没して外に出られないとかあるでしょう。そういうところにも災害補償はすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

泉本土木課長 熱海の例が出ましたが、市としては熱海ほど上流側に大規模な盛土があるというわけではなく、開発時の道路を築造するためだけの盛土ですので、そこまで大きな被害というか、人命に関わるような被害が出るとは思っておりません。それと宅地の被害については、道路の沈下

が原因で宅地に被害を与えており、駐車場の出入りで御不便をお掛けしています。その部分に関しては市が補修するので、今回の工事費に上げています。塀が倒れてはいけませんのでその部分を補修させていただきます。

矢田松夫委員 参考資料の写真で側溝の溝蓋は、市のものですね。その中はどうなんですか。車が出られない場合は、例えばどこかの駐車場を借りるとか。

泉本土木課長 側溝自体は下がっておりますが蓋は割れていません。段差が生じている部分に関しては、この度補修費用を計上しておりますので、議決いただいたら補修工事に掛かろうと思っています。それまで段差については、土のうを置くなどで生活に支障がないように、仮の対応を行っております。

中村博行委員 盛土というと熱海の件が脳裏に浮かぶと思うんです。取りあえず応急処置をして、しっかり経過観察をされるんでしょうが、その辺りを明確に説明してください。

泉本土木課長 今回、地滑りの危険性があるということで、ボーリング調査をして、地滑り面の確認等を行うと思います。その後、引き続きそのボーリング孔を利用して、傾斜計等を取り付けて、地滑りであるという確認を継続的に行ってまいります。

森山喜久委員 後学のために教えてもらいたいんですが、今回の場所は市道なので市が予算を組んで補修等を行うんですが、地区道で被害があった場合はどうなるのか教えてください。

泉本土木課長 地区道であれば、土木課で対応する場合には小規模土木事業になろうかと思っています。

森山喜久委員 小規模土木事業であれば数年にわたって行わなければいけないという認識ですが、それとも緊急ということですぐに行うんでしょうか。

泉本土木課長 小規模土木事業の中に防災事業がありまして、これは単年度で予算の上限なく執行できますので、これを活用していただき、速やかに復旧していただくということになるかと思います。

森山喜久委員 防災事業でも地元負担は30%ですか。

泉本土木課長 制度上はそうなっております。

中島好人委員 1,100万円の工事ですが、この工事はどういう形で行われますか。

泉本土木課長 先ほど申しましたとおり、議決を頂いた後、速やかに工事を市内業者に行っていただこうと思っております。質問の意図は入札に掛けるかということですか。

中島好人委員 どの業者にどういう形で発注するのか。額が大きかったら入札と分かるんだけど、1,100万円ぐらいの工事だったらどうしているかという話です。

泉本土木課長 この工事につきましては、ここに住んでおられる方でこれまでも状況の確認をしてもらっている市内業者があり、また、入札にかなり時間が掛かりますので、速やかに復旧するため、その事業者と随意契約をしたいと考えております。調査につきましては、入札で行いたいと思っております。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて歳入に移ります。7、8ページです。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金4,748万2,000円のうち4,394万円という説明がありましたが、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）12款市債、1項市債、6款土木債の道路整備事業債660万円という説明がありましたが、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。これにて、議案第78号の審査を終わります。本日の審査事項は全て終了しましたので、産業建設分科会を終わります。お疲れ様でした。

---

午後3時50分 散会

---

令和3年（2021年）10月28日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤岡修美